

政令第 号

下水道法施行令の一部を改正する政令

内閣は、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項、第七条（同法第二十五条の十において準用する場合を含む。）、第八条（同法第二十五条の十において準用する場合を含む。）、第十条第三項、第二十一条（同法第二十五条の十において準用する場合を含む。）、第二十五条の三第四項、第二十八条第二項及び第三十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

下水道法施行令（昭和三十四年政令第四百四十七号）の一部を次のように改正する。

第五条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第三号中「管渠」の下に「（これを補完する貯留施設を含む。）」を加える。

第五条の二の次に次の五条を加える。

（公共下水道又は流域下水道の構造の技術上の基準）

第五条の三 法第七条（法第二十五条の十において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める公共下

水道又は流域下水道の構造の技術上の基準は、次条から第五条の七までに定めるところによる。

(排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準)

第五条の四 排水施設(これを補完する施設を含む。次条において同じ。)及び処理施設(これを補完する施設を含む。第五条の六において同じ。)に共通する構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 堅固で耐久力を有する構造とすること。
- 二 コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。
- 三 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。

(排水施設の構造の技術上の基準)

第五条の五 排水施設の構造の技術上の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

- 一 排水管の内径及び排水渠きよの断面積は、国土交通大臣が定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。

二 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。

三 暗渠<sup>きよ</sup>その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。

四 暗渠<sup>きよ</sup>である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配<sup>こう</sup>が著しく変化する箇所その他管渠<sup>きよ</sup>の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。

五 ます又はマンホールには、ふた（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができふた）を設けること。

六 雨水吐（合流式の公共下水道又は流域下水道の排水施設で雨水の影響が大きい時に下水の一部を河川その他の公共の水域又は海域に放流するものをいう。以下同じ。）の構造は、次に掲げるところによること。

イ 雨水の影響が大きい時においては当該雨水吐から河川その他の公共の水域又は海域に下水を放流しないように、及び雨水の影響が大きい時においては第六条第二項に規定する放流水の水質の技術

上の基準に適合させるため当該雨水吐から河川その他の公共の水域又は海域に放流する下水の量を減ずるよう、適切な高さの堰せきの設置その他の措置が講ぜられていること。

□ 雨水吐からのきよう雑物の流出を最少限度のものとするように、スクリーンの設置その他の措置が講ぜられていること。

(処理施設の構造の技術上の基準)

第五条の六 第五条の四に定めるもののほか、処理施設(終末処理場であるものに限る。以下この条において同じ。)の構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講ぜられていること。

二 屋外にある処理施設で下水の飛散により生活環境の保全上支障が生じるおそれのあるものにあつては、覆いの設置その他下水の飛散を防止する措置が講ぜられていること。

三 水処理施設(汚泥以外の下水を処理する処理施設をいう。以下同じ。)は、第六条第一項第一号から第三号までに掲げる放流水の水質の技術上の基準に適合するよう下水を処理する性能を有する構造とすること。

四 前号に定めるもののほか、水処理施設は、次の表に掲げる計画放流水質の区分に応じて、それぞれ同表に掲げる方法（当該方法と同程度以上に下水を処理することができる方法を含む。）により下水を処理する構造とすること。

計画放流水質		方法
生物化学的酸素要求量（単位 リットルにつき五日間にミリグラム）	窒素含有量（単位 リットルにつきミリグラム）	
一〇以下	一〇以下	嫌気無酸素好気法（有機物及び凝集剤を添加して処理するものに限る。）に急速濾過法を併用する方法
〇・五以下	〇・五以下	
〇・五を超え一以下		嫌気無酸素好気法（有機物及び凝集剤を添加して処理するものに限る。）に

--

	一を超え三以下	
<p>嫌気無酸素好気法（有機物を添加して処理するものに限る。）に急速濾過法を併用する方法又は循環式硝化脱窒法</p>	<p>嫌気無酸素好気法（有機物を添加して処理するものに限る。）に急速濾過法を併用する方法又は循環式硝化脱窒法（有機物及び凝集剤を添加して処理するものに限る。）に急速濾過法を併用する方法</p>	<p>急速濾過法を併用する方法又は循環式硝化脱窒法（有機物及び凝集剤を添加して処理するものに限る。）に急速濾過法を併用する方法</p>

	<p>一〇を超え二〇以下</p>		<p>一以下</p>
<p>(有機物を添加して処理するものに限る。)に急速濾過法を併用する方法</p>	<p>嫌気無酸素好気法(凝集剤を添加して処理するものに限る。)に急速濾過法を併用する方法又は循環式硝化脱窒法を併用する方法又は循環式硝化脱窒法(凝集剤を添加して処理するものに限る。)</p>	<p>一を超え三以下</p>	<p>嫌気無酸素好気法に急速濾過法を併用する方法又は循環式硝化脱窒法に急速</p>

<p>下</p> <p>一〇を超え一五以下</p>			
<p>二〇以下</p>			
<p>三以下</p>	<p>一を超え三以下</p>		<p>一以下</p>
<p>嫌気無酸素好気法又は循環式硝化脱窒法（凝集剤を添加して処理するものに</p>	<p>嫌気無酸素好気法又は嫌気好気活性汚泥法に急速濾過法を併用する方法</p>	<p>嫌気無酸素好気法に急速濾過法を併用する方法又は嫌気好気活性汚泥法に急速濾過法を併用する方法</p>	<p>嫌気無酸素好気法（凝集剤を添加して処理するものに限る。）に急速濾過法を併用する方法</p> <p>嫌気好気活性汚泥法（凝集剤を添加して処理するものに限る。）に急速濾過法を併用する方法又は嫌気好気活性汚泥法（凝集剤を添加して処理するものに限る。）に急速濾過法を併用する方法</p>

		三以下		
		嫌気無酸素好気法又は嫌気好気活性汚泥法	法	嫌気無酸素好気法又は循環式硝化脱窒
		標準活性汚泥法		限る。）

五 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないように国土交通大臣が定める措置が講ぜられていること。

2 前項第四号の「計画放流水質」とは、放流水が適合すべき生物化学的酸素要求量、窒素含有量又は磷含有量に係る水質であつて、下水の放流先の河川その他の公共の水域又は海域の状況等を考慮して、国土交通省令で定めるところにより、公共下水道管理者又は流域下水道管理者が定めるものをいう。

（適用除外）

第五条の七 前三条の規定は、次に掲げる公共下水道又は流域下水道については、適用しない。

一 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道又は流域下水道

二 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道又は流域下水道

第六条第一項を次のように改める。

法第八条（法第二十五条の十において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する政令で定める公共下水道又は流域下水道からの放流水の水質の技術上の基準は、雨水の影響の少ない時において、次の各号に掲げる項目について、それぞれ当該各号に定める数値とする。この場合において、当該数値は、国土交通省令・環境省令で定める方法により検定した場合における数値とする。

一 水素イオン濃度

水素指数五・八以上八・六以下

二 大腸菌群数

一立方センチメートルにつき三千個以下

三 浮遊物質

一リットルにつき四十ミリグラム以下

四 生物化学的酸素要求量、窒素含有量及び<sup>りん</sup>燐 第五条の六第二項に規定する計画放流水質に適合する数

含有量

値

第六条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の表」を「第一項各号」に、「同項の基準」を「同項各号に定める基準」に、「きびしい」を「厳しい」に、「同項の表」を「同項各号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に定めるもののほか、合流式の公共下水道（流域関連公共下水道を除く。）からの放流水又は合流式の流域下水道及びそれに接続しているすべての合流式の流域関連公共下水道からの放流水の水質についての法第八条に規定する政令で定める技術上の基準は、国土交通省令・環境省令で定める降雨による雨水の影響が大きい時において、合流式の公共下水道（流域関連公共下水道を除く。）の各吐口又は合流式の流域下水道及びそれに接続しているすべての合流式の流域関連公共下水道の各吐口からの放流水に含まれる生物化学的酸素要求量で表示した汚濁負荷量の総量を、当該各吐口からの放流水の総量で除した数値が一リットルにつき五日間に四十ミリグラム以下であることとする。この場合において、これらの総量は、国土交通省令・環境省令で定める方法により測定し、又は推計した場合における総量とする。

第八条第七号中「除く」の下に「。以下この条において同じ」を加え、同条に次の一号を加える。

十一 汚水を一時的に貯留する排水設備には、臭気の発散により生活環境の保全上支障が生じないように

するための措置が講ぜられていること。

第十二条第一項中「含む」の下に「。第三項において同じ」を加え、「放流水の水質検査」を「第六条第一項、第三項及び第四項に規定する技術上の基準に関する放流水の水質についての水質検査」に、「放流水に関し」を「放流水について」に改め、「第六条の技術上の基準により」を削り、同条第五項中「第三項まで」を「第四項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前三項」を「第一項、第二項又は前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 法第二十一条第一項の規定による第六条第二項に規定する技術上の基準に関する放流水の水質については、同項に規定する各吐口（放流水の水質が類似のものであると認められる二以上の吐口については、それらの吐口のうちいずれか一の吐口に限る。）からの放流水について、毎年、同項に規定する時のうち少なくとも一回、行うものとする。

第十三条中第二号を削り、第三号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 急速濾過法によるときは、濾床が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うとともに、濾材が流出

しないように水量又は水圧を調節すること。

第十三条に次の一号を加える。

六 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないように国土交通大臣及び環境大臣が定める措置を講ずること。

第十七条の六中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「管渠きよ」の下に「（これを補完する貯留施設を含む。）」を加える。

第十七条の八の次に次の一条を加える。

（都市下水路の構造の技術上の基準）

第十七条の九 第五条の四、第五条の五（第六号に係る部分を除く。）及び第五条の七の規定は、法第二十八條第二項に規定する政令で定める都市下水路の構造に関して必要な技術上の基準について準用する。

第十八条中「に規定する」の下に「政令で定める」を加える。

第二十二條第一号中「第十号まで」を「第十一号まで」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令の施行の際現に存する公共下水道、流域下水道又は都市下水路であつて、改正後の下水道法施行令(以下「新令」という。)第五条の四若しくは第五条の五(第六号に係る部分を除く。)の規定(これらの規定を新令第十七条の九において準用する場合を含む。)又は新令第五条の六の規定に適合しないものについては、これらの規定(その適合しない部分に限る。)は、適用しない。ただし、この政令の施行後に改築(災害復旧として行われるもの及び公共下水道、流域下水道又は都市下水路に関する工事に除外の工事により必要を生じたものを除く。)の工事に着手したものについては、この限りでない。

2 この政令の施行の際現に存する合流式の公共下水道又は流域下水道の雨水吐であつて、新令第五条の五第六号の規定に適合しないものについては、同号の規定は、この政令の施行の日から起算して十年(合流式の公共下水道(流域関連公共下水道を除く。))であつてその処理区域の面積が国土交通省令で定める面積以上であるものの雨水吐又は合流式の流域下水道及びそれに接続している合流式の流域関連公共下水道

であつて当該合流式の流域関連公共下水道の処理区域の面積の合計が国土交通省令で定める面積以上であるものの雨水吐にあつては、二十年）を経過した日から適用する。

第三条 この政令の施行の際現に存する公共下水道又は流域下水道（標準散水濾床法により下水を処理するもの、高速散水濾床法、モディファイド・エアレーション法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するもの又は沈殿法により下水を処理するものに限る。）からの放流水の水質の浮遊物質に係る技術上の基準については、新令第六条第一項第三号の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、この政令の施行後に当該下水の処理の方法の変更を伴う改築の工事が完了したものにについては、この限りでない。

第四条 この政令の施行の際現に存する公共下水道又は流域下水道からの放流水の水質の生物化学的酸素要求量、窒素含有量又は燐含有量に係る技術上の基準については、新令第六条第一項第四号の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、この政令の施行後に改築（災害復旧として行われるもの、公共下水道又は流域下水道に関する工事以外の工事により必要を生じたもの及び前条に規定する方法により下水を処理する公共下水道又は流域下水道に係るものであつて当該下水の処理の方法の変更を伴わないものを除

く。)の工事が完了したものについては、この限りでない。

第五条 この政令の施行の際現に存する合流式の公共下水道又は流域下水道については、この政令の施行の日から起算して十年(合流式の公共下水道(流域関連公共下水道を除く。))であつてその処理区域の面積が国土交通省令で定める面積以上であるもの又は合流式の流域下水道及びそれに接続している合流式の流域関連公共下水道であつて当該合流式の流域関連公共下水道の処理区域の面積の合計が国土交通省令で定める面積以上であるものにあつては、二十年)を経過する日までの間は、新令第六条第二項中「四十三リグラム」とあるのは、「七十ミリグラム」とする。

第六条 この政令の施行の際現に存する排水設備であつて、新令第八条第十一号の規定に適合しないものについては、同号の規定は、適用しない。ただし、この政令の施行後に改築の工事に着手したものについては、この限りでない。

第七条 この政令の施行の際現に存する散水濾床ろを使用する処理方法による終末処理場の維持管理については、この政令による改正前の下水道法施行令第十三条第二号の規定は、なおその効力を有する。

## 理由

公衆衛生の向上に寄与し、公共用水域の水質の保全に資するため、公共下水道等の構造の技術上の基準に関する規定の整備、合流式の公共下水道等からの放流水の水質の技術上の基準に関する規定の新設等を行う必要があるからである。